

瀬戸内市内に**農地**をお持ちの皆さまへ

瀬戸内市生き活き農地再生事業

瀬戸内市の耕作放棄地は、農家の皆さんの高齢化や担い手不足等により増加傾向にあり、地域農業の生産活動に支障をきたす状況となっています。
そこで、耕作放棄地の解消や発生防止対策に取り組み、地域農業の活性化を図るために、再生利用が可能な耕作放棄地について復旧作業を行います。



農機具が故障してもう作業が出来ないよ

田んぼの作り手がいなくて困ったなあ

このまま放っておくと農地が荒れてしまう

私たちが荒れた農地を再生します

復旧作業は無料です



農地の管理にお困りの方、是非ご相談ください

【お問合せ先】

一般財団法人

瀬戸内市振興公社

TEL 0869-22-1344

営業時間 平日8:30~17:00

土日・祝日は休業

〒701-4223

瀬戸内市邑久町豊原537-2

e-mail: sesinkou@swan.ocn.ne.jp



取組内容

これまで耕作を放棄した農地を復旧する費用負担が問題となっていました。貸し手、作り手双方になるべく負担がかからないよう、新たな事業が始まりました。
対象となる農地は、瀬戸内市振興公社が復旧を行います。

募集概要

【応募期間】

1次募集 6～7月

「※一次募集は終了しました」

2次募集 10～11月

詳細は公社ホームページをご確認ください

【応募資格】

瀬戸内市内の農地で、少なくとも1年以上耕作していない農地を所有する地権者
もしくはその農地で営農しようとする耕作者

【対象農地】

放棄後数年程度の復旧可能な農地で、放棄状態を維持することで周辺農地に対して不利益が生じる農地が対象となります。

解消後の農地は、年度内に農地中間管理権※を設定することを要件とします。

※農地中間管理機構が貸し付けを目的として取得する権利

【応募手続】

募集要領に基づき応募書類を作成し、応募期間中に応募者が瀬戸内市振興公社まで郵送してください。

※応募申請書等の様式は公社のホームページからダウンロードできます。

※申請書の持参も可としますが、郵送での申請にご協力ください。

(復旧イメージ)

【事業の流れ】

応募申請書の提出



書類審査

※応募いただいても必ずしもこの事業の対象になるとは限りません



採択・不採択の通知



採択された農地を復旧作業（夏季もしくは冬季に作業を行います）

※年度内に農地中間管理権を設定することを要件とします



募集要領・申請様式につきましては、瀬戸内市振興公社のホームページからダウンロードできます。

振興公社ホームページ <http://www.setouchikirei.com/>

【お問合せ先】

瀬戸内市振興公社 TEL 0869-22-1344 または

瀬戸内市役所産業振興課 TEL 0869-22-3934